

国土強靱化基本計画の変更に向けて

〔 主なご意見に対する現状 〕

令和5年3月6日

内閣官房国土強靱化推進室

1. 第70回懇談会でいただいた主なご意見について

(1) 主なご意見に対する現状	P2
-----------------------	----

1. 第70回懇談会でいただいた主なご意見について

(1) 主なご意見に対する現状

○基本計画の見直しにあたり、前回の第70回懇談会(R5.1.23)でいただいた主なご意見について、各府省庁の現状を次のとおり施策分野ごとに整理。

意見概要	現 状
<p data-bbox="20 362 607 406">行政機能/警察・消防等/防災教育等</p> <p data-bbox="20 454 607 758">1. 避難者支援については、育児、介護、女性の積極的な視点が不足している。今後の国土強靱化の具体的施策として、ジェンダーや男女共同参画の視点を盛り込んでいくような防災対策・強靱化施策を盛り込んでいくべき。</p>	<p data-bbox="627 454 2045 801">令和2年「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災復興ガイドライン～」(以下、ガイドライン)を作成し、ガイドラインで平常時の備え、初動段階、避難生活、復旧・復興の各段階において男女共同参画の視点から取り組むべき事項を示している。避難生活の項目では、<u>避難所の運営に女性の参画を促すことや、避難所の間仕切りによるプライバシーの確保、トイレや更衣室などの安全確保や性暴力対策などを掲げ、避難所チェックシートを活用し、多様なニーズに対応することなどを推奨している。</u>また、ガイドラインを各種研修等で紹介し、取組状況をフォローアップするなど普及・啓発に努めているところ。【内閣府】</p> <p data-bbox="627 853 2045 1068">令和4年4月に「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」及び「避難所運営ガイドライン」を改定し、<u>防災部局と男女共同参画部局が協力し、避難所の対応について連携しておくことや女性の視点から被災者への物資提供や避難所運営を実施するために避難所運営等の意思決定の場への女性参画を促すことなど、男女共同参画の内容を充実させたところ。</u>【内閣府】</p>

1. 第70回懇談会でいただいた主なご意見について

(1) 主なご意見に対する現状

災害対応力を強化する女性の視点 ～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～ 令和2年5月 男女共同参画局

- ・ 災害は、自然現象（自然要因）とそれを受け止める側の社会の在り方（社会要因）により、その被害の大きさが決まると考えられており、被害を小さくするためには、社会要因による災害時の困難を最小限にする取組が重要。
- ・ 中でも、人口の半分は女性であり、女性と男性が災害から受ける影響の違いなどに十分に配慮された女性の視点からの災害対応が行われることが、防災や減災、災害に強い社会の実現にとって必須。
- ・ 都道府県・市町村の防災・危機管理担当部局、男女共同参画担当部局が、女性の視点からの災害対応を進める際に参照できるよう、基本的な考え方、平常時の備え、初動段階、避難生活、復旧・復興の各段階において取り組むべき事項を示すもの。

第1部 7つの基本方針

1. 平常時からの男女共同参画の推進が防災・復興の基盤となる
2. 女性は防災・復興の「主体的な担い手」である
3. 災害から受ける影響やニーズの男女の違いに配慮する
4. 男女の人権を尊重して安全・安心を確保する
5. 女性の視点を入れて必要な民間との連携・協働体制を構築する
6. 男女共同参画担当部局・男女共同参画センターの役割を位置付ける
7. 要配慮者への対応においても女性のニーズに配慮する

第3部 便利帳

災害発生時に現場ですぐに活用できる
チェックリストやポスター等を掲載

備蓄チェックシート
避難所チェックシート
応急仮設住宅・復興住宅チェックシート
男女別統計チェックシート
授乳アセスメントシート
避難所の見守り・相談ポスター
部屋札用ピクトグラムの例
女性の視点からの空間配置図の例
マイ・タイムラインの例
お役立ち情報一覧

第2部 段階ごとに取り組むべき事項

◆ 平常時の備え

- ・ 職員の体制と研修
- ・ 地方防災会議
- ・ 地域防災計画の作成・修正
→ 地域防災計画における男女共同参画部局・男女共同参画センターの役割の明記
- ・ 避難所運営マニュアルの作成・改定
- ・ 応援・受援体制（女性職員の積極的な受入れ/派遣）
- ・ 物資の備蓄・調達・配布
- ・ 自主防災組織
- ・ 災害に強いまちづくりへの女性の参画
- ・ 様々な場面で災害に対応する女性の発掘
- ・ 女性団体を始めとする市民団体等との連携
- ・ 防災知識の普及、訓練
- ・ マイ・タイムラインの活用促進
- ・ 男女別データの収集・分析

◆ 初動段階

- ・ 避難誘導
- ・ 災害対策本部
→ 災害対策本部の下に男女共同参画担当部局や男女共同参画センターの職員を配置することの重要性を強調
- ・ 災害対応に携わる女性職員等への支援
- ・ 帰宅困難者への対応
- ・ 女性に対する暴力の防止・安全確保

◆ 避難生活

- ・ 避難所の開設・運営管理
- ・ 避難所の環境整備
→ プライバシーの十分に確保された間仕切りなどについて写真を交えて具体的に提示
- ・ 要配慮者支援における女性のニーズへの対応
- ・ 在宅避難・車中泊避難対策
- ・ 災害関連死の予防
- ・ 物資の供給
- ・ 保健衛生・栄養管理
- ・ 避難所の生活環境の改善
- ・ 子供や若年女性への支援
- ・ 市町村域等を越えた避難生活

◆ 復旧・復興

- ・ 復興対策本部
- ・ 復興計画の作成・改定
- ・ 住まいづくり（応急仮設住宅・復興住宅の提供と運営）
- ・ 復興まちづくり
- ・ 保健・健康増進
- ・ 生活再建のための生業や就労の回復
- ・ 生活再建のための心のケア
(男女共同参画センターが行う相談業務の活用)

1. 第70回懇談会でいただいた主なご意見について

(1) 主なご意見に対する現状

段階ごとに取り組むべき事項【平常時の備え】

2 地方防災会議

取組主体： 都道府県 市町村 男女共同参画センター 市民団体

- 地方防災会議の女性委員の割合を3割以上とすることを旨とする。
- 女性委員がゼロの場合は、早期に女性委員を登用する。
- 大学教員、医療・福祉関係の専門家（保健師、助産師、看護師、保育士、介護士等）、民生委員等の女性を委員に登用する。

3 地域防災計画の作成・修正

取組主体： 都道府県 市町村 男女共同参画センター 市民団体

- 地域防災計画に男女共同参画部局や男女共同参画センターの役割を位置づける。

宮城県仙台市の地域防災計画の記載例

仙台市 地域防災計画 「基本方針」

(3) 男女共同参画の視点を取り入れた災害対策

男女が共に個人として尊重され、いずれの活動においても、とりわけ意思決定の場面から参画する機会を確保するという男女共同参画の視点を取り入れることは重要である。各種対策を進めるに当たっては、それぞれの場面で女性の意見や声が正しく反映されるよう、その参画を促すとともに、性別等によるニーズの違いに対し十分配慮する。

特に避難所での避難者への対応、役割分担などは画一的になりがちで、とすれば女性のニーズに対する配慮に欠けることも考えられますので、女性の視点を反映させた避難所運営を進めていきます。

【共通編】 第1部 総則 第1章 計画の考え方 第3節 基本理念及び基本方針

仙台市 地域防災計画 「男女共同参画センターの役割」

5. 女性支援センターの設置

市民部は、仙台市男女共同参画推進センター内に女性支援センターを設置し、専門相談窓口の一つとして女性のための相談窓口を開設するとともに、同センターを運営するせんだい男女共同参画財団と共に、被災女性のニーズの把握に努め、NPO団体等との連携を図りながら、必要な対応を行います。

【地震・津波災害対策編】 第1章 自助・共助／第9節 広聴相談を利用する

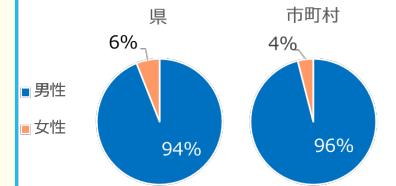
段階ごとに取り組むべき事項【初動段階】

1.5 「災害対策本部」の取組ポイント

取組主体： 都道府県 市町村 男女共同参画センター 市民団体

- 災害対策本部の構成員に、女性職員を配置する。
- 男女共同参画担当部局を所管する構成員は、ガイドラインに盛り込まれている事項への対応について、本部に情報提供・問題提起する。
- 災害対策本部の下部組織には、必ず、男女共同参画担当部局や男女共同参画センターの職員を配置する。

【参考】熊本地震の災害対策本部における男女比



内閣府男女共同参画局調べ（平成29年5月）

段階ごとに取り組むべき事項【避難生活】

1.9 「避難所の開設・運営」の取組ポイント

取組主体： 都道府県 市町村 男女共同参画センター 市民団体

- 管理責任者に、女性と男性の両方を配置する。
- 「避難所チェックシート」を活用し、巡回指導を行う。



間仕切り&段ボールベッドの例

2.0 「避難所の環境整備」の取組ポイント

取組主体： 都道府県 市町村 男女共同参画センター 市民団体

- プライバシーの十分に確保された間仕切りにより、世帯ごとのエリアを設ける。
- トイレ・物干し場・更衣室・休養スペース・入浴設備は、男女別に設ける。授乳室を設ける。
- 女性用品の配布場所を設ける。



女性専用物干し場



更衣室・授乳室（ドーム型）

1. 第70回懇談会でいただいた主なご意見について

(1) 主なご意見に対する現状

「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」等の改定（令和4年4月）

- 避難所をめぐっては、新型コロナウイルス感染症への対策、生活環境等の改善、防災機能設備等の確保、立地状況を踏まえた適切な開設、女性の視点を踏まえた避難所運営など、様々な対応が必要となっていることから、以下の取組指針等について所要の改定を行った。
 - ・ 避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（平成25年8月（平成28年4月改定））
 - ・ 避難所運営ガイドライン（平成28年4月）
 - ・ 避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン（平成28年4月）

主な改定事項

○新型コロナウイルス感染症への対策

- これまでに内閣府、消防庁、厚生労働省等が示した避難所における新型コロナウイルス感染症対策に関する通知の内容を反映。
 - ・ マスク・手指消毒等の備蓄確保、パーティション等による避難者スペースの確保、避難所の利用計画の作成、感染症の疑いのある者の部屋確保、換気の実施、感染症患者が出た時の対応の検討、感染症対策を踏まえた避難所運営訓練の実施などを追記

○生活環境等の改善

- 近年の災害において課題となっている取組について記載。
 - ・ 避難所内で使用する毛布、シーツ等について、燃えにくい素材のものを使用するなど適切な防火対策に努めるよう追記
 - ・ 温かい食事の提供や栄養管理について、企業による弁当の提供について協定を結んでおくことを追記
 - ・ 段ボールベッド等の簡易ベッドについて、平時の準備段階から確保するものと修正
 - ・ 熱中症対策として、「のどが渇いてなくても、こまめに水分を取るよう周知すること」を追記
 - ・ 被災者の情報入手手段として、Wi-Fiの確保を追記
 - ・ 携帯電話、スマートフォンの充電手段の確保について、平時から準備するよう追記
 - ・ 避難所における管理栄養士等への相談を追記

○防災機能設備等の確保

- 「指定避難所における立地状況を踏まえた適切な開設及び防災機能設備等の強化の推進について（通知）」（令和4年1月13日、内閣府（防災担当））の内容を反映。
 - ・ 防災機能設備等（非常用発電機等、飲料水の確保対策、冷房機器、暖房機器、ガス設備等、通信設備、断水時のトイレ対策等）について、平時の充実強化及び近隣の民間事業者等との協定締結を追記
 - ・ 非常用発電機等の設置には、再生可能エネルギーを含むことを追記
 - ・ 防災機能設備等の整備状況を確認し、災害時に必要となる容量、個数などを検討することを追記

○立地状況を踏まえた適切な開設

- 「浸水水位以上の階に設置、備蓄品を想定浸水水位以上の階などに迅速に運ぶ体制指定避難所における立地状況を踏まえた適切な開設及び防災機能設備等の強化の推進について（通知）」（令和4年1月13日、内閣府（防災担当））の内容を反映。
 - ・ 災害ハザードエリア内にやむを得ず指定避難所を指定している場合、開設する災害の種類を想定し、避難所の開設に当たっては、必要に応じて安全性を確認等することを追記
 - ・ 風水害の場合に、想定浸水水位以上の階などを避難所として開設することとする場合には、①備蓄倉庫を想定を整えておくこと、②受変電設備の浸水対策（高上げ・移設）等を行うことを追記

○女性の視点を踏まえた避難所運営

- 内閣府防災担当と男女共同参画局の女性職員からの「防災女子の会からの提言」（令和3年5月17日、防災女子の会）、「男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」（令和2年5月、内閣府男女共同参画局）の記載内容等を反映。
 - ・ 運営責任者に女性と男性の両方を配置、住民による自主的な運営組織への女性の参画、女性による女性用トイレや女性用更衣室等の巡回、女性による被災者のニーズの聞き取り、生理用品等の備蓄、間仕切り等によるプライバシーの確保、物干し場・更衣室等の男女別設置、安心して使用できる場所に配置等を追記

○ボランティア・NPO等の参加

- 「防災教育・周知啓発ワーキンググループ（災害ボランティアチーム）提言」（令和3年5月、内閣府）の内容を反映。
 - ・ 避難所運営委員会（仮称）や同委員会が実施する避難所運営会議にボランティアやボランティア団体等に参加を促すなど、平時から顔の見える関係を構築することなどを追記

○在宅避難者の把握

- 災害時における在宅避難者等の避難状況の把握を追記
- 在宅避難には、親戚・知人宅への避難も含まれることを追記

○トイレ対策

- 下水道施設（下水道管路や下水処理場）が被災した場合に備えた対策を追記（マンホールトイレの整備にあわせた下水道処理施設の耐震化、避難所における災害時の利用を想定した合併処理浄化槽の設置）



コロナ禍における避難スペースの設置訓練（岡山県倉敷市）



炊き出しの様子（長崎県雲仙市）



可搬型空調設備設置訓練（宮城県東松島市）



プラグインハイブリッドEVによる電源供給訓練（宮城県東松島市）

1. 第70回懇談会でいただいた主なご意見について

(1) 主なご意見に対する現状

意見概要

現 状

行政機能/警察・消防等/防災教育等/住宅・都市/国土保全/リスクコミュニケーション

2. 大都市における長周期地震の議論が十分なされていない。気象庁では2月から長周期地震を考慮した緊急地震速報が始まる。この機会に大都市の問題を抜本的に議論できるとよい。

大都市における長周期地震について、内閣府では、平成27年に南海トラフ沿いの巨大地震により生じる長周期地震動の推計結果を公表した。現在、相模トラフ沿いの巨大地震により生じる長周期地震動を検討中である。【内閣府】

南海トラフ沿いの巨大地震による長周期地震動対策の対象エリア内において新築する超高層建築物等について、設計用長周期地震動に基づく検証を求めることを実施。さらに、同エリア内における一定の既存の超高層建築物等の改修等の支援を推進している。

なお、相模トラフ沿いの巨大地震による長周期地震動については、内閣府にて地震動の検討をしており、その結果を踏まえ、当該地震動による超高層建築物等への影響と対策について、検討することとなっている。【国土交通省】

令和5年2月1日から、緊急地震速報の発表基準に長周期地震動階級を追加するとともに、長周期地震動に関する観測情報の発表を迅速化した。引き続き、その適切な利活用について平常時からの取組を一層強化・推進する。【国土交通省】

1. 第70回懇談会でいただいた主なご意見について

(1) 主なご意見に対する現状

相模トラフ沿いの巨大地震等による長周期地震動検討会 (H28.1~)

1. 趣旨

相模トラフ沿いの巨大地震等による長周期地震動について、最新の科学的知見を幅広く整理及び分析し、防災の観点から検討を行うため、地震学者や建築分野の専門家から構成される「相模トラフ沿いの巨大地震等による長周期地震動検討会」を内閣府に設置し、平成28年1月から検討を進めている。

2. 委員名簿

入倉 孝次郎	愛知工業大学 客員教授	福和 伸夫	名古屋大学減災連携研究センター 教授
北村 春幸	東京理科大学 特任副学長・教授	古村 孝志	東京大学地震研究所 教授
鈴木 芳隆	株式会社小堀鐸二研究所 構造研究部 部長	翠川 三郎	東京工業大学 名誉教授
久田 嘉章	工学院大学建築学部 学科長・教授	三宅 弘恵	東京大学地震研究所 准教授
平田 直(座長)	国立研究開発法人 防災科学技術研究所 首都圏レジリエンス研究推進センター 参与・首都圏レジリエンス研究センター長	山崎 文雄	千葉大学 名誉教授
		山中 浩明	東京工業大学環境・社会理工学院 教授
			全11名

3. 主な検討課題

本検討会では、相模トラフ沿いの巨大地震で想定される震源断層の直上における長周期地震動の推計や地震動の増幅に寄与する地盤構造モデルの精度向上などの検討を行う。



相模トラフ沿いの巨大地震等が発生した際に想定される長周期地震動による首都圏等での超高层建築物の揺れの大きさを推計し、建物への影響をとりまとめる。この結果に基づき、その後、超高层建築物における長周期地震動対策等、具体的な対策が進められることとなる。

1. 第70回懇談会でいただいた主なご意見について

(1) 主なご意見に対する現状

長周期地震動に関する情報の提供について

○長周期地震動に関する予測情報（緊急地震速報の改善）

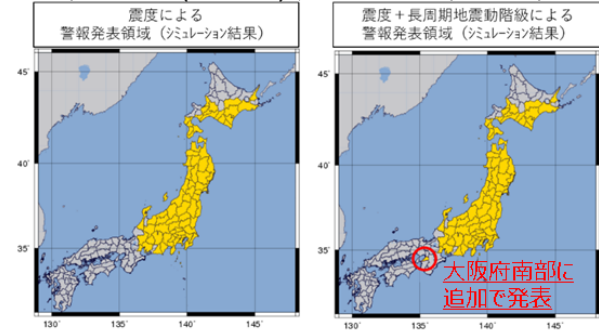
- これまでの緊急地震速報は、下記のとおり震度の予想によって発表していました。
 - 今後は**発表条件に長周期地震動階級の予測値を追加して提供**することとし、**長周期地震動階級3以上を予測した場合でも、緊急地震速報（警報）※を**発表します。
- ※緊急地震速報（予報）の発表条件には、長周期地震動階級1以上を予測した場合を追加します。

○運用開始日：令和5年2月1日

○緊急地震速報（警報）の発表条件 赤字：変更点

発表条件	震度5弱以上を予想した場合 +（または） 長周期地震動階級3以上を予想した場合
対象地域	震度4以上を予想した地域 +（または） 長周期地震動階級3以上を予想した地域

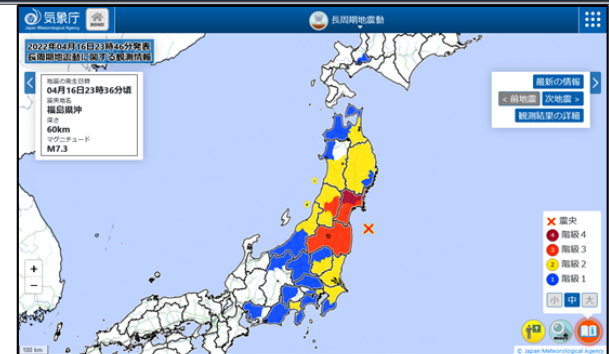
○長周期地震動の基準で発表される緊急地震速報の例
(平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震)



緊急地震速報を見聞きしたら、これまで通り身を守る行動をとってください。

○長周期地震動に関する観測情報

- 高層ビル等で被害をもたらす長周期地震動への対応として、「長周期地震動階級」をお知らせする「長周期地震動に関する観測情報」を気象庁HPで提供中です。
- 令和5年2月1日からはオンラインによる配信を開始し、現在、地震発生から20～30分程度で提供しているものを、今後は**10分程度に迅速化し提供**する予定です。
- 高層ビルの管理などにご利用ください。



リニューアル後の長周期地震動観測情報ページ

1. 第70回懇談会でいただいた主なご意見について

(1) 主なご意見に対する現状

長周期地震動階級について

震度で表せない長周期地震動による揺れに対する指標として、平成25年3月に長周期地震動階級を定めました。

長周期地震動階級3～4の揺れでは、家具の転倒・移動により大きな被害が発生するおそれがあることなどから、緊急地震速報の基準に加えることにしています。

<p>階級1</p> <ul style="list-style-type: none"> ●室内にいたほとんどの人が揺れを感じる。驚く人もいる。 ●ブラインドなど吊り下げものが大きく揺れる。 	<p>階級2</p> <ul style="list-style-type: none"> ●室内で大きな揺れを感じ、物につかまりたいと感じる。物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。 ●キャスター付きの家具類等がわずかに動く。棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。 
<p>階級3</p> <ul style="list-style-type: none"> ●立っていることが困難になる。 ●キャスター付きの家具類等が大きく動く。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。 	<p>階級4</p> <ul style="list-style-type: none"> ●立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほろろうされる。 ●キャスター付きの家具類等が大きく動き、転倒するものがある。固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。 

1. 第70回懇談会でいただいた主なご意見について

(1) 主なご意見に対する現状

意見概要

現 状

行政機能/警察・消防等/防災教育等/情報通信/官民連携

3. 国土強靱化施策の展開方向について、今後の国土強靱化においては、デジタル技術の重要性が高まっているところ。特に「有事の際の国など災害対応機関間での情報共有と災害対応」や「社会全体での防災データ流通活用の推進」などにより、有事の際だけでなく平時からも関連データをフル活用できるようにしていくための活動を行っていくことが重要。

デジタル庁では、個々の住民等が災害時に的確な支援が受けられるよう、防災アーキテクチャの検討を進め「データ連携基盤」の構築に向けた取組を進めている。また、防災分野におけるデータ連携を促進して防災DXを強力に推進するため、「防災DX官民共創協議会」が昨年度12月に設立されており、「データ連携基盤」の構築等においては、本協議会の枠組みを活用することとしている。【デジタル庁】

内閣府では、ISUT(アイサット)(Information Support Team)という大規模災害時に被災情報や避難所などの情報を集約・地図化・提供して、地方公共団体等の災害対応を支援する現地派遣チームを運用している。

災害現場では、被害状況や災害廃棄物の情報等、時々刻々と変化し事前にデータで共有する体制が整えられないもの(動的な情報)も存在するが、災害対応機関の的確な意思決定には、これらの情報を地図上に重ね合わせ、状況を体系的に把握することが大変重要である。ISUTはそれらの情報を収集・整理・地図化を行い、地図画面(ISUTサイト)として災害対応機関へ共有することで、災害対応機関の迅速かつ的確な意思決定を支援している。

また平時にも、災害の想定データ等を基に作成した訓練用ISUTサイトを使用して、訓練の実施を支援しているところ。【内閣府】

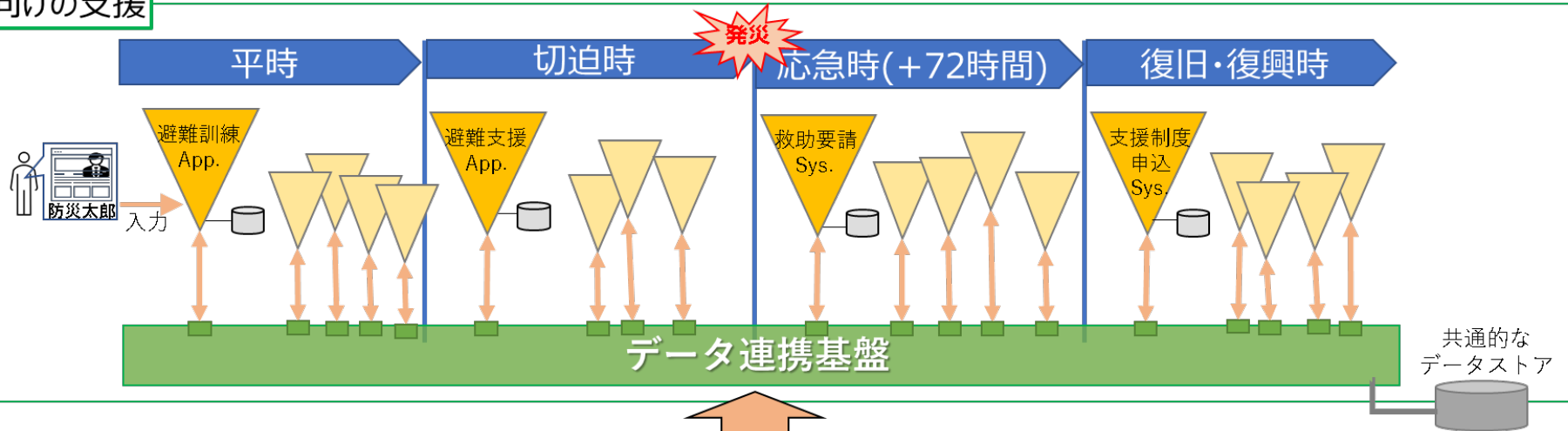
1. 第70回懇談会でいただいた主なご意見について

(1) 主なご意見に対する現状

防災分野のデータ連携のためのプラットフォーム

- 個々の住民等が災害時に的確な支援が受けられるよう、防災アーキテクチャの検討を進め「データ連携基盤」の構築を進めるとともに、災害対応機関等で災害時の情報共有を図る「防災デジタルプラットフォーム」を構築

住民向けの支援



災害対応機関間での情報共有



(令和5年1月25日 デジタル社会推進本部防災DXPT 参考資料)

1. 第70回懇談会でいただいた主なご意見について

(1) 主なご意見に対する現状

ISUTについて

概要

- **ISUT**（Information Support Team：災害時情報集約支援チーム）は、**大規模災害時に被災情報等のあらゆる災害情報を集約・地図化・提供**して、自治体等の災害対応を支援する**現地派遣チーム**
- 平成29年から内閣府において実施された会議・検討会である「国と地方・民間の「災害情報ハブ」推進チーム」において必要性が議論され、平成30年度から試行的に活動開始^(※1)。令和元年度から本格運用開始。^(※2)

(※1) 平成30年大阪府北部地震、平成30年7月豪雨、平成30年北海道胆振東部地震などにおいて試験運用が行われた。

(※2) 令和元年房総半島台風（千葉県庁）、令和元年東日本台風（長野県庁他全6県）、令和2年7月豪雨（熊本県庁・鹿児島県庁）、令和3年福島県沖地震（福島県庁）、令和3年7月1日からの大雨（静岡県庁・熱海市）、令和3年8月の大雨（佐賀県）、令和4年福島県沖地震（福島県庁・宮城県庁）などの災害にてそれぞれ現地に派遣。

派遣基準

- **大規模災害発生時で、内閣府調査チーム^(※)が派遣された時に派遣となる。**

(※) 大規模災害発生時に、速やかに被災地に入り、被害情報等を収集、報告するとともに、非常災害現地対策本部等の設置の準備等を行うチーム

構成メンバー

- ・ 内閣府防災担当
- ・ 国立研究開発法人 防災科学技術研究所
- ・ 委託する民間企業 ※1チーム5名程度

活動内容

- **現地（被災都道府県の災害対策本部等）で、国・自治体・民間の関係機関から、気象や地震等の状況、インフラ・ライフラインの被災状況、避難所・物資拠点の開設状況等の災害情報を収集。**
- **災害対応者のニーズに応じて必要な情報を重ね合わせた地図を作成し、Webサイト等で情報を提供。**

1. 第70回懇談会でいただいた主なご意見について (1) 主なご意見に対する現状

ISUTについて ～具体的な活動内容～

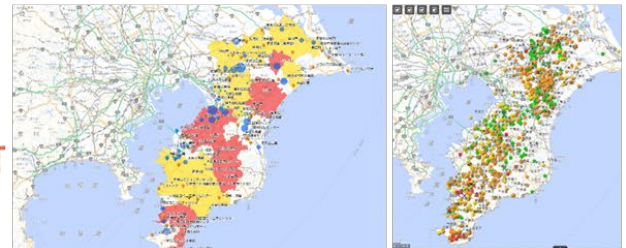
情報の「収集・集約」「地図化」「共有」実行

- ・各機関がそれぞれ保有する情報を収集/集約する
- ・収集/集約した情報を電子地図化する
- ・電子地図を専用Webサイト「ISUT-SITE」にて共有する



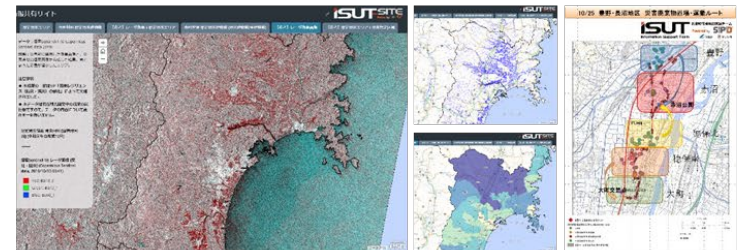
「ISUT-SITE」で電子化した地図情報を共有

- ・災害対応で、散在・錯綜しがちな情報を電子地図に集約
- ・災害対応に関わる全人員へ、本部と同じ情報を瞬時に共有
- ・電子地図の形で議論の基盤に用い意思決定を支援



➡ 地図情報は、Webサイト「ISUT-SITE」やその出力紙を通じ共有。災害対策本部等で活用できる情報を、災害対応機関※であれば、どこでも参照可能。

※指定行政機関・地方公共団体・災対策基本法に基づく指定公共機関



1. 第70回懇談会でいただいた主なご意見について

(1) 主なご意見に対する現状

意見概要

現 状

行政機能/警察・消防等/防災教育等/国土保全/リスクコミュニケーション

4. 災害が激甚化していることを踏まえると、災害リスクの高い地域を周知する、ソフト面の対応を入れる必要がある。また、人命や財産を保護する上で「誰一人取り残さない」という社会包摂的な観点から、居住権について十分配慮しながら、災害リスクを事前に回避する方策も必要であるとの方向性が示せるとよい。

水害リスク情報の空白域を解消するため、家屋等の防護対象のある全ての一級・二級河川等の浸水想定区域図の作成を促進している。また、浸水想定区域図の作成を促進するため、各種浸水想定区域図作成マニュアル、小規模河川の氾濫推定図作成の手引き、水害ハザードマップ作成の手引きの周知等の技術的支援の実施や、浸水想定区域やハザードマップの変更・作成等に対する財政的支援を実施している。【国土交通省】

土砂災害警戒区域については、令和元年度末に全国的に一通りの基礎調査が完了し、それらの区域は令和3年度末に概ね区域指定が完了したところ。(令和4年9月末時点で約68万箇所) 今後は、より詳細な地形図データを用いることによって、警戒区域等の高精度化を進めていく予定。

土砂災害ハザードマップの整備についても、土砂災害警戒区域等の指定にあわせて推進し、住民等の円滑な避難を促進している。

噴火後の土砂災害に対して効率的な警戒避難対策等を進める上で、火山噴火リアルタイムハザードマップシステムへの高精度地形データの整備を進めていく予定。【国土交通省】

火山ハザードマップは各火山防災協議会で作成されており、全49火山で作成済となっている。内閣府等は、火山ハザードマップを作成する際に必要となる事項についてとりまとめ等、技術的支援を行っているところ。【内閣府】

1. 第70回懇談会でいただいた主なご意見について

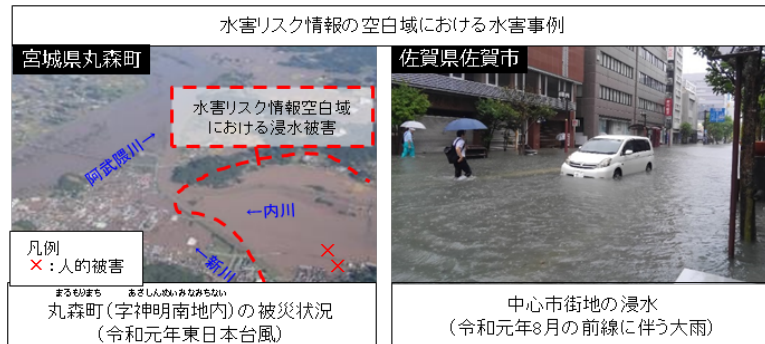
(1) 主なご意見に対する現状

浸水想定区域図・ハザードマップの空白域の解消

- 近年、中小河川等の水害リスク情報の提供を行っていない水害リスク情報の空白域で多くの浸水被害が発生。
- 水害リスク情報の空白域を解消するため、水防法を改正し、浸水想定区域図及びハザードマップの作成・公表の対象を全ての一級・二級河川や海岸、下水道*に拡大。
- 洪水及び高潮浸水想定区域図は令和7年度までに完了を目指し、雨水出水浸水想定区域図は令和7年度までに8割完了を目指す。*「全ての一級・二級河川や海岸、下水道」とは、住宅等の防護対象のある全ての一級・二級河川や海岸、浸水対策を目的として整備された全ての下水道のこと。

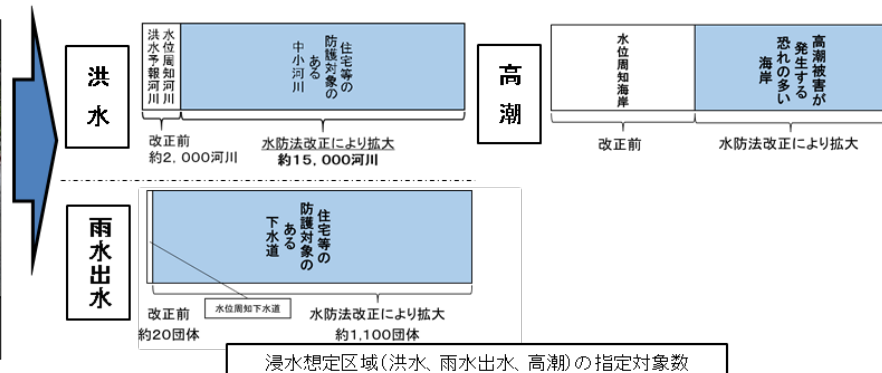
■ 水害リスク情報の空白域において浸水被害が多発

・令和元年東日本台風では、堤防が決壊した71河川のうち43河川(約6割)、内水氾濫による浸水被害が発生した135市区町村のうち126市区町村(約9割)が水害リスク情報の空白域。



■ 水防法を改正し、浸水想定区域の指定対象を拡大

・河川(洪水浸水想定区域)では約15,000河川、下水道(雨水出水浸水想定区域)では約1,100団体、高潮(高潮浸水想定区域)が新たに指定対象として追加。



	浸水想定区域図	ハザードマップ
洪水 (河川)	令和7年度までに完了*	令和8年度までに完了目標
高潮 (海岸)		浸水想定区域図作成後速やかに作成
雨水出水 (下水道)	令和7年度までに約800団体完了*	

* 第5次社会資本整備重点計画KPIに位置付け

1. 第70回懇談会でいただいた主なご意見について

(1) 主なご意見に対する現状

防災・安全交付金における基幹事業の創設

○ 浸水想定区域図等の作成を支援するため、防災・安全交付金において基幹事業を創設。

令和4年度
より

基幹事業を創設し、ハード整備がない場合であっても浸水想定区域図やハザードマップの作成を支援

■ 水害リスク情報の空白域解消に資する予算支援制度

	洪水(河川)		高潮(海岸)		雨水出水(下水道)	
事業名	水害リスク情報整備推進事業		津波・高潮危機管理対策緊急事業		内水浸水リスクマネジメント推進事業	
	浸水想定区域図	ハザードマップ※ <small>※ 河川ハザードマップ(河川ハザードマップ)とは、河川ハザードマップを指す。</small>	浸水想定区域図	ハザードマップ	浸水想定区域図	ハザードマップ
実施主体	都道府県	市町村	都道府県、市町村	市町村	都道府県、市町村	市町村
補助率	1/3		1/2		1/2	
支援期間	令和7年度まで	令和8年度まで	—		—	
対象	全ての一級、二級河川のうち、防災・安全交付金による河川事業を実施していない河川		津波・高潮危機管理対策緊急事業に該当する海岸		下水道事業(都市下水路を含む)を実施する全ての地方公共団体	
備考(その他注意事項等)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 支援期間終了後、洪水浸水想定区域図及び洪水ハザードマップの作成は、原則、効果促進事業による更新のみを対象とする。 ○ 令和8年度以降、原則、都道府県ごとに全ての河川で洪水浸水想定区域図が公表されていることを防災・安全交付金の河川事業の交付要件とする。 		<ul style="list-style-type: none"> ○ 津波・高潮危機管理対策緊急事業のソフト対策(津波防災地域づくりに関する法律に基づく区域指定に資する調査毎に要する経費)により、高潮浸水想定区域、ハザードマップの作成を支援 		<ul style="list-style-type: none"> ○ 浸水想定区域図等の作成に加え、避難行動に資する情報・基盤の整備や、雨水管理総合計画の策定も本事業の支援対象とする。 ○ 令和8年度以降、最大クラスの内水に対応した浸水想定区域図が作成されていることを、雨水対策事業に対する交付金の重点配分の要件とする※。 	

※ 雨水出水浸水想定区域の指定対象団体を対象とする。

1. 第70回懇談会でいただいた主なご意見について (1) 主なご意見に対する現状

土砂災害に関する警戒避難の取組

【土砂災害警戒区域等の高精度化】

基礎調査において、数値標高モデル(DEM)等のより詳細な地形図データを用いることで、土砂災害警戒区域等の指定基準を満たす箇所の抽出精度を向上



当時基礎調査に用いた地形図

5mメッシュDEMより作成した地形図

【ハザードマップの作成・公表】

ハザードマップを作成し公表することで、土砂災害に対する住民の関心・理解及び危機意識を向上



【土砂災害警戒区域等の認知度の向上】

普段の生活の中で人目に付く箇所に標識、看板を設置することで、土砂災害に対する認知度を向上



【火山噴火リアルタイムハザードマップシステムへの高精度地形データの整備】

火山噴火に伴う土砂災害対策として、高精度地形データを整備し、効果的な緊急ハード対策手法の検討を支援



1. 第70回懇談会でいただいた主なご意見について

(1) 主なご意見に対する現状

意見概要

現 状

住宅・都市

5. 大都市と田舎で、建物の耐震基準は同じでよいのか。より影響が大きい大都市はより強固が必要だというメッセージを出せればよい。

建築基準法は最低限の基準であり、都市部かどうかに関わらず、大規模地震時に倒壊・崩壊しないことを求めている。

なお、防災拠点等となる建築物については、大地震時に倒壊・崩壊を防止するだけでなく、機能継続できるためのより高い性能を有することが望ましいことから、機能継続を図るにあたり参考となるガイドラインを公表しているところ。【国土交通省】

1. 第70回懇談会でいただいた主なご意見について

(1) 主なご意見に対する現状

防災拠点等となる建築物に係る機能継続ガイドラインについて

- 熊本地震をはじめ、これまでの大地震においては、倒壊・崩壊には至らないまでも、構造体の部分的な損傷、非構造部材の落下等により、地震後の機能継続が困難となった事例が見られた。
- 大地震時に防災拠点等となる建築物（庁舎、避難所、病院等。以下「防災拠点建築物」）については、大地震時の安全性確保に加え、地震後も機能を継続できるよう、より高い性能が求められると考えられる。
- 防災拠点建築物について、機能継続を図るにあたり参考となる事項を記載したガイドラインをとりまとめ、周知する。
※ 一般の共同住宅やオフィス等も、本ガイドラインを参考にして大地震後の居住継続、機能継続を図ることが考えられる。
 - ・H30 ガイドラインのとりまとめ（新築版）
 - ・R1 既存建築物活用の追補版のとりまとめ

<熊本地震において機能継続に支障が生じた防災拠点建築物>

施設	状況
役場・役所等の庁舎	大津町、益城町、宇土市、人吉市、八代市の庁舎において、庁舎の損傷・倒壊等のため外部に機能を移転。※1
避難所	益城町で避難所指定された建築物は、新耐震基準又は耐震改修済のものであったが、非構造部材や構造部材の損傷・落下等により、避難所としての使用を検討した14棟のうち6棟が使用不可能であった。※2
病院	病棟の損壊等により、12病院で入院診療を制限した。※3

※1 総務省 熊本地震被害報より / ※2 国土交通省調べ / ※3 厚生労働省 熊本地震被害報より



庁舎における構造部材の損傷



体育館における天井の損傷



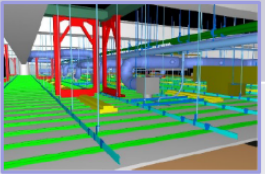
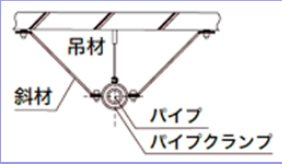


病院における天井の損傷

1. 第70回懇談会でいただいた主なご意見について

(1) 主なご意見に対する現状

防災拠点等となる建築物に係る機能継続ガイドラインについて

＜ガイドライン本文・解説の概要＞

項目	主な内容	
機能継続の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・地震後の機能継続について、建築主等が目標を設定する ・【既存建築物】改修だけでは目標達成が困難な場合、代替手段を講じる 等 	 <p>＜天井の耐震化＞</p>
立地計画・建築計画に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ○立地計画 例) 地盤や敷地条件を踏まえた立地の設定方法 等 ○建築計画 例) 災害時に機能を確保すべき室の配置計画、代替施設の確保 等 	
構造計画に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ○構造躯体の耐震性能 例) 地震により構造躯体が損傷しないよう、変形を抑える設計とする 等 【既存建築物】耐震改修や減築 等 ○非構造部材の耐震性能 例) 地震により生じる構造躯体の変形や慣性力に対して、脱落等しない外装材を選択する 等 【既存建築物】天井、外装材、屋上の工作物等の脱落防止対策、改修、撤去 等 	 <p>＜配管の耐震固定＞</p>
設備計画に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ○建築設備の耐震性能 例) 地震により生じる構造躯体の変形や慣性力に対して、脱落・転倒を防止するとともに、設備の機能維持や修復容易性を確保する 【既存建築物】建築設備、エレベーター、エスカレーターの耐震補強、配管等の多系統化 等 ○ライフライン途絶対策 例) 電力、上下水等のライフライン途絶に対し、施設の機能継続の目標期間を考慮した設計とする (自家発電装置の設置・燃料の適切な備蓄、受排水槽の容量の確保、設備に依存しない設計 等) 【既存建築物】省エネ化、節水化への改修、被災後の外部支援を想定した計画 等 	 <p>＜非常用発電設備の設置＞</p>
円滑な機能継続確保のための平時からの準備に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ○災害に対する事前準備として、危険箇所の日常点検や非常時の運用を想定した訓練等を行う ○被災後の点検、継続使用の可否判定、応急復旧・本復旧のフロー等を定めておく 	 <p>＜天井の点検＞</p>

1. 第70回懇談会でいただいた主なご意見について

(1) 主なご意見に対する現状

意見概要

現 状

保健医療・福祉

6. 災害対応にあたる医療従事者や自治体職員などの被災者支援する側の支援も必要。

「保育所における災害発生時等における臨時休園の対応等に関する調査研究(周知)」(令和2年7月17日付け事務連絡)において、災害発生状況下において社会的要請が強い防災関係者や医療関係者等については、保育の提供を確保する必要性が高いことや、災害発生前に市区町村において事前に決めておくべき事項として、代替保育が必要とされる家庭の把握と保育の代替措置の設定などを示しているところ。【厚生労働省】

7. 災害時の乳幼児の栄養など、被災者対応として乳幼児の支援も必要。

妊産婦や子どもに関わる保健医療従事者向けに離乳・離乳の支援に関する基本的事項をとりまとめた「授乳・離乳の支援ガイド」(平成31年3月 厚生労働省)において、災害時における乳幼児への支援の内容を示すとともに、「災害時における授乳の支援並びに母子に必要となる物資の備蓄及び活用について」(令和元年10月25日内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(被災者行政担当)、内閣府男女共同参画局総務課、厚生労働省子ども家庭局母子保健課事務連絡)において、自治体に対して乳児用液体ミルクの備蓄や、災害時における母子の状況に応じた活用等について周知を行っているところ。【厚生労働省】

大規模災害時には、日本栄養士会に対して、被災地の状況に応じて特殊栄養食品ステーションを設置し、乳幼児等に必要な食事を提供する体制を整備するよう、協力依頼を発出しているところ。【厚生労働省】

1. 第70回懇談会でいただいた主なご意見について

(1) 主なご意見に対する現状

災害における臨時休園の在り方

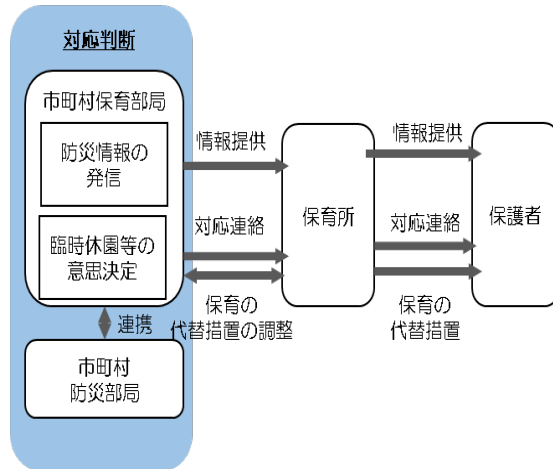
◎臨時休園を行う際の判断基準等

- 保育の制限を伴う臨時休園の最終的な意思決定者は、保育の実施主体である市町村であるが、臨時休園の基準については関係者間で共有しておく必要がある。また、その対応について保護者の理解を得ることも重要である。
- 事前に予見が可能な災害については、内閣府が示す『避難勧告等に関するガイドライン（平成31年3月29日）』で示された警戒レベル（※1）や市区町村において作成されるハザードマップに合わせ、臨時休園等の判断を行うことが考えられる。いずれにしても、関係者間でよく協議し事前に認識を共有することが重要である。

(※1) 警戒レベル

警戒レベル	避難情報等
5	災害発生情報 (市町村が発令)
4	避難勧告・避難指示 (市町村が発令)
3	避難準備・高齢者等避難開始 (市町村が発令)
2	洪水注意報・大雨注意報等 (気象庁が発表)
1	早期注意情報 (気象庁が発表)

(※2) 災害発生時の連携体制



(※1は『避難勧告等に関するガイドライン（平成31年3月29日）』を元に作成)

(出典)厚生労働省提供資料

◎保育の代替措置

- 災害発生の状況下において社会的要請が強い防災関係者や医療関係者等については、保育の提供を確保する必要性が高い。その場合、安全に保育を実施することが可能な保育園に子どもを集めて保育を行うことも考えられるが、災害の状況や市町村の提供体制、登園や出勤の際の子どもや職員の安全等について留意したうえで、実施場所や時間及び職員体制等についての検討が必要である。
- 拠点の園において代替保育を提供する場合は、子どもや職員の安全を確保するため、施設や避難場所の位置、過去の周辺地域の災害状況等を踏まえて、その周辺にある保育園を拠点園として設定する。その際、子どもがどの園に行くことになるか、事前に登録を行うなどの対応が重要である。

(※) 令和元年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「保育所等における災害発生時又は感染症流行時の対応等に関する調査研究事業」を参考に作成

◎災害発生前に市区町村において事前に決めておく事項

- 警戒レベルが発令された時の各レベル毎の対応
(例) どの警戒レベルの時に臨時休園の判断を行うのか。保育中に警戒レベルが発令された時の対応。
- ハザードマップに応じた各保育所毎の対応
(例) 浸水地域にある保育所への対応。
- 臨時休園等の判断に関する保育所・保護者への連絡方法・タイミング
(例) 当日の連絡経路等の整理が必要。
- 代替保育が必要とされる家庭の把握と保育の代替措置の設定
(例) 職種や各家庭の状況にあわせて対象の家庭を把握する。
- 上記事項に関して、入園説明会等を通じた保護者等への周知

※基準の策定や当日の対応について、平時から保育担当部局と防災担当部局が連携をとることが重要

1. 第70回懇談会でいただいた主なご意見について (1) 主なご意見に対する現状

「授乳・離乳の支援ガイド」における災害時の授乳及び離乳に関する支援の例

<事例4-1①> 災害時の授乳及び離乳に関する支援（災害時）

概要・目的

- 2007年の新潟県中越沖地震以降、大規模な災害が発生した際は、避難所等で生活している妊産婦及び乳幼児に対する専門的な支援を行う際のポイントを整理して、地方自治体及び関係団体等へ周知。
- 過去の災害支援を踏まえて、支援のポイントの検証・更新を行うことで、避難所等での支援の改善を図る。

妊産婦及び乳幼児等に対する支援のポイント（概要）

1. 妊産婦、乳幼児の所在を把握する。
2. 要援護者として生活環境の確保、情報伝達、食料・水の配布等に配慮する。
3. 健康と生活への支援
4. 妊婦健診や出産予定施設の把握をし、必要に応じて調整をする。
5. 乳幼児の保健・医療サービス利用状況の把握と支援
6. 気をつけたい症状
7. 災害による生活の変化と対策について

食事・水分

- ・乳児は、母乳又は粉ミルクを続けるよう声かけをする。離乳食が始まっている場合で、適当な固さの食品が確保できない場合は、大人用の食事をつぶしたり、お湯を加えて粥状にして食べさせるように伝える。調理調理体制が整っている場合は、入手可能な食材で、粥状にして食べさせるように伝える。

授乳

- ・母乳育児をしていた場合は、ストレスなどで一時的に母乳分泌が低下することもあるが、おっぱいを吸わせられるよう、安心して授乳できるプライベートな空間を確保できるように配慮する。なお、助産師等の専門職により、母乳不足や母親の疲労が認められる等、総合的に母子の状況を判断し、必要に応じて粉ミルクによる授乳も検討する。
 - ・調乳でペットボトルの水を使用する場合は、赤ちゃんの腎臓への負担や消化不良などを生じる可能性があるため、硬水（ミネラル分が多く含まれる水）は避ける。
 - ・哺乳瓶の準備が難しい場合は、紙コップや衛生的なコップなどで代用する。残ったミルクは処分する。
 - ・コップを煮沸消毒や薬液消毒できない時は、衛生的な水でよく洗って使う。
8. その他
- ・食料（アレルギー対応食品含む）、離乳食、粉ミルク、おむつなどの物資については、避難所等ごとに必要量を把握しておく。

出典：厚生労働省「平成30年北海道胆振東部地震で被災した妊産婦及び乳幼児等に対する支援のポイントについて（平成30年9月7日付け事務連絡）」

授乳を行うに当たっての配慮

- 避難所でも安心して授乳できるスペースの確保



熊本地震の際の避難所の様子

「特殊栄養食品ステーション」での取組

- 被災された方からの相談を受け、状況を踏まえて必要な食品（アレルギー対応食、母乳代替食品、離乳食等）を提供・管理



熊本地震及び2018年7月豪雨の際の支援（日本栄養士会災害支援チームの活動の様子）

<事例4-1②> 災害時の授乳及び離乳に関する支援（平時）

日頃からの家庭における備蓄

- 地震や大雨など、災害が日常となる中で、緊急時に備え、電気・ガス・水道などのライフラインが断れた後に、避難所へ行ってからの生活を支える場合や、自宅で生活するために、日頃から家庭において、最低3日分、できれば1週間分程度の生活用品の備蓄が必要。特に、食料品、トイレトペーパーなどの消耗品、離乳食やおむつなど子ども用品は日頃から多めに買い置きする習慣をつける。

- 母子保健事業等の機会を活用し、災害に備え、備蓄の用意に関する周知が重要である。

○妊産婦・乳幼児のいる家庭の備蓄品（例）

1) 食料品について

水1週間分	調理も含めた飲料水の用意は1日1人当たり2Lを目安に、容量は2Lよりも500mlのものが食品衛生上望ましい。 災害用の備蓄食品のアルファ化米、乾パンなどにこだわる必要はなく、普段食べ慣れているレトルト食品缶詰の備蓄がお勧め。日常の食事に利用し、使った分を買い足すようにすれば賞味期限切れのリスクも避けられます。
常備で日持ちする調理不凍の食品	肉、魚以外にも、豆（大豆など）、果物、牛乳、ジュース、パンなど各種あるのが食べてみて、好みのもので、ストックはさびやまいので、できるだけアレルギーのものを。
缶詰	常温で長期保存可能、断水時の水分補給として、また、支援物資は紙水缶詰が中心になりがちなので、栄養補給の点でも貴重な食品となります。食品衛生上、先に使い切れる少量パックの用意を。
野菜ジュースやロングライフ牛乳	ミネラルの補給と共に、心を癒やします。缶詰の果物、ドライフルーツ（レーズン、ドライマンゴーなど）、チョコレート、ビスケット、牛乳、あめ、キャラメルなど好みます。
嗜好品（甘味）	支援物資の食事は、野菜や果物が不足しがちで、栄養バランスが偏ることも、マルチビタミン剤や食塩補入りの栄養補助食品がお勧めです。
栄養補助食品	普段使う、にんじん、たまご、じゃがいも、さばかなどは多めに買い置きし、先に購入したものをから使って、レトルト、缶詰等に、備蓄すると、水や熱湯が必要ですが、多めに買い置きが安心。パック入りご飯、おもちのパックなども。
日持ちする瓶兵衛	常備1缶（箱）分は十分に買い置きを。キューブタイプのミルクは、スプーンで計量が必要なく便利。プラスチック製哺乳瓶と乳首も備蓄を。普段母乳でも、母乳が出なくなるとなる場合があるので、ミルクと哺乳瓶を準備しておくことと安心です。
ミルク調整用の水	硬水より軟水のもの。『加熱殺菌済みベビー用軟水』が便利。
離乳食・幼児食	市販のベビーフードや幼児食は、種類も豊富で常温で長期保存可能なものが多い。レトルト（容器タイプ）が便利。与える時のスプーンの用意も。食卓量が多い幼児には、レトルトタイプの大人の介護食品の利用も可能です。

2) 食生活に関係する生活用品の備蓄について

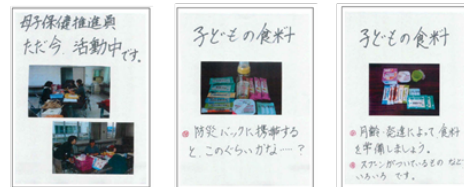
紙皿、紙コップ、箸、スプーンなど	紙コップやスプーンは、哺乳瓶のない場合に授乳にも役立ちます。紙コップなどを使った授乳方法はp23参照。
食品用ラップ、アルミホイル、厚手のビニール袋（ジップロック）など	水が十分に使える状態では、ラップやポリ袋を曲に敷く、お膳にかなせる、手袋代わりに使うなどで衛生的に節水。
キッチンばさみ	まな板が使えないときに。
使い捨てポリ（レシ）袋、エコバック	支援物資の食料運搬や乳幼児の小物整理袋、ゴミ袋としての利用など広い用途に。
携帯カセットコンロ、ガスボンベ	ガス、電気が止まった時に。

※出典：日本子ども家庭総合研究所「乳幼児と保護者、妊産婦のための災害ハンドブック（2014年）」

○岩手県釜石市の東日本震災後の取組

- 避難所で乳幼児をもつ母親や妊婦が大変な苦勞をしたことを受け、母子保健事業を手伝ってくれる母子保健推進員により、避難する時にもっていく「防災グッズ」と「防災バック」の見本及び説明のためのマニュアルが作成された。

- 乳幼児健康診査等の機会を活用し、災害時に母子が必要物品を日頃から準備しておくことを周知している。



「授乳・離乳の支援ガイド」(<https://www.mhlw.go.jp/content/000640086.pdf>) P26,27を引用

1. 第70回懇談会でいただいた主なご意見について

(1) 主なご意見に対する現状

災害時における授乳の支援並びに母子に必要な物資の備蓄及び活用について（抄）

○令和元年10月25日付け各都道府県、保健所設置市、特別区の防災担当、男女共同参画担当、母子保健担当宛て
内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者行政担当）、内閣府男女共同参画局総務課、厚生労働省子ども家庭局母子保健課からの事務連絡

災害時には、避難所等や自宅での慣れない生活環境により、心身の健康に影響が生ずることが想定されます。特に、妊産婦及び乳児については心身の負担が大きくなることとあわせて、断水や停電等により、授乳に当たっての清潔な環境等が確保できない可能性も考えられます。

国においては、被災者の命と生活環境を守るために不可欠な物資として、育児用ミルク（粉ミルク又は乳児用液体ミルク）や哺乳瓶等をプッシュ型で支援することとしていますが、各自治体におかれましては、「災害時における育児用ミルクの備蓄に関する自治体及び民間団体の取組事例」（別添）を参考に、授乳に当たっての環境の整備や授乳中の女性への支援について関係部局間で連携して進めていただきますよう、お願いいたします。とりわけ、ライフラインが断絶された場合においても水等を使用せずに授乳できる乳児用液体ミルクを母子の状況等に応じて活用いただくとともに、平時から育児用ミルク及び使い捨て哺乳瓶や消毒剤等の授乳用品などの母子に必要な物資の備蓄も進めていただきますよう、お願いいたします。

なお、その際、災害のために備蓄した育児用ミルクについては、ローリングストック（*）等により有効に活用することが可能であり、例えば、賞味期限が間近になった育児用ミルクを保育所等施設での給食等の食材として活用すること、防災に関する訓練や啓発活動において災害への備えとして正しい使用方法等を説明した上で活用することなどが考えられます。

各都道府県におかれましては、管内市町村に対し広く周知いただきますようお願い申し上げます。

*ローリングストックとは、物資を特別に備えるのではなく、日頃から食べているものや使っているものを少し多めに購入し、食べた分を補充しながら日常的に備蓄すること。消費期限切れなどの無駄のない備えができる。

1. 第70回懇談会でいただいた主なご意見について

(1) 主なご意見に対する現状

意見概要

現 状

交通・物流

8. ミッシングリンクを考えるときに、国道の中でもメリハリをつけた安全基準が必要ではないか。

道路の技術基準においては、「高速道路全て、国道全て、都道府県道・市町村道のうち重要な道路」と、それら以外で区分しているが、国道の中で違いは設けてはいない。
なお、国土強靱化5か年加速化対策では、例えば道路の法面・盛土の土砂災害対策として、災害時に避難・救助をはじめとする応急活動等のため、通行の確保を求められる幹線道路を対象とするなど、路線の重要度に応じて対策を進めているところ。【国土交通省】

1. 第70回懇談会でいただいた主なご意見について

(1) 主なご意見に対する現状

意見概要

現 状

農林水産

9. 国土強靱化を取り巻く情勢の変化に食料の安定供給も重要。

広域にわたる大規模自然災害の発生に際して、食料の安定供給の停滞を防ぐため、

- ・農業水利施設、漁港施設、卸売り市場等の耐震化や老朽化対策
- ・農地等の浸水被害を防ぐための農業水利施設等の整備
- ・山地災害を防止するための治山対策や森林整備
- ・「田んぼダム」や森林整備等の流域治水の取組
- ・迅速な復旧・復興に資するための事業者のBCP策定の支援
- ・応急用食料等物資供給体制の充実及び備蓄の推進

等を行い、総合的な防災・減災対策を推進しているところ。【農林水産省】

10. 巨大地震が発生して復旧がままならない状況下で、鳥インフルエンザや豚熱・アフリカ豚熱が発生した場合、迅速な対応（殺処分）ができず放置されることがあったならば、全国に感染が広がっていないかが大いに懸念される。

高病原性鳥インフルエンザや豚熱等の家畜伝染病発生時には、「家畜伝染病予防法」、「特定家畜伝染病防疫指針」等に基づき、都道府県を中心に殺処分や埋却等の封じ込めによるまん延防止措置が行われているところであり、農林水産省でもリエゾンや作業要員として職員を現地に派遣するとともに、他の都道府県からの獣医師の派遣を調整するなどまん延防止対策を講じているところ。

また、「農林水産省防災計画」において、家畜の伝染性疾病の発生予防とまん延防止のため、震災発生時には被災地域の立入検査・消毒等、防疫体制の整備等を行うこととしている。

防疫措置はこれまでも、発生時の状況（大雨や大雪等）を踏まえ、臨機応変に対応しているところであり、状況に合わせまん延防止対策を適切に行っていく。【農林水産省】

1. 第70回懇談会でいただいた主なご意見について

(1) 主なご意見に対する現状

意見概要

現 状

環境

11. COP15で生物多様性条約が締結された。国土の30%の環境を保全することになっている。そういう取組みとタイアップできるとよい。

生物多様性条約COP15において採択された新たな世界目標である「昆明・モントリオール生物多様性枠組」においては30by30目標も盛り込まれたが、我が国においてはそれに先立ち目標を達成するための行程と具体策を示した「30by30ロードマップ」を2022年4月に公表しており、現在改定を行っている次期生物多様性国家戦略にも組み込まれる予定である。

本ロードマップ内においても「30by30 目標の達成を目指すことは、地域の経済・社会・環境問題の同時解決につながる自然を活用した解決策(NbS: Nature-based Solutions) のための健全な生態系を確保する基盤的・統合的アプローチ」と記載されており、30by30 目標達成のための主要施策として、NbSの一要素である生態系を活用した防災・減災(Eco-DRR)等の取組支援も位置付けられている。

今後も本ロードマップに基づき、健全な生態系を確保を通じて、国土強靱化に寄与していくことを考えている。【環境省】

1. 第70回懇談会でいただいた主なご意見について

(1) 主なご意見に対する現状

30by30ロードマップ

(令和4年4月8日公表)

- 生物多様性に係る新たな世界目標である「**昆明・モントリオール生物多様性枠組**」が2022年12月に開催された**COP15 (カナダ・モントリオール)** で採択され、**30by30目標**は、2030年に向けたこの**具体的な目標の一つ**に位置付けられた
- 国内の30by30目標達成に向けて、**COP15** に先立ち「**30by30ロードマップ**」を策定
- 30by30目標は「**次期生物多様性国家戦略**」に位置づける予定

30by30ロードマップのポイント

- **国立公園等の保護地域の拡張**と管理の質の向上
- **地域力を結集し、OECMで目標達成へ**



保護地域の拡張 (日高山脈)



OECMとなるような里地里山

OECM※ : 保護地域以外の生物多様性保全に貢献している場所 (例 里地里山、企業の水源の森)

※Other Effective area-based Conservation Measures

- 「**民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域**」を保護地域内外問わず「**自然共生サイト**」に認定。保護地域との重複を除いた区域を「OECM」として登録。
- 認定により、**企業価値の向上**や**交流人口の増加**を通じた**地域活性化**につなげる。

(自然を活用した社会課題の解決 (NbS※))

※Nature-based Solutions

- **自然共生サイト認定に向けた実証事業を2022年度に実施。**

